令和７年８月５日

**「架け橋期のカリキュラム」について**

仙台市こども若者局幼稚園・保育部

幼稚園担当課長　那須　義彦

# １．経緯

## （１）文部科学省の「幼保小の架け橋プログラム」について（図１参照）

文部科学省では、こどもの資質・能力や学びの連続性を確保し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る趣旨で、５歳児から小学校１年生までの24か月間を「架け橋期」と定め「幼保小の架け橋プログラム」を実施しています。モデル地域等において、幼保小の合同研修や幼保小の接続を意識した「架け橋期のカリキュラム」の策定等が行われ、児童の主体的な姿がより見られるようになるなどの成果（図２、図３参照）が表れているとのことです。

　この点に関連して令和６年度に、架け橋期の教育の更なる充実を図ることを目的に、給付費の小学校接続加算に要件ⅲが追加され、加算額の上乗せが行われました。

## （２）仙台市におけるこれまでの取組と課題

　仙台市では、幼保小合同研修会や、アプローチカリキュラム・スタートカリキュラムの制定などの取組を進めてきました。現在、架け橋期の教育の更なる充実を地域全体として図っていくことが求められています。

## （３）今後必要とされること

文部科学省の資料によると、全国的にみると幼保小の連携の取組はいまだ不十分であり、推進に当たっては、**幼児教育施設と小学校の両者が連携の意識を持ち、教育実践を見合い、相互の共通理解を図る点が重要**、とされています（図４参照）。

　モデル地域で行われた「架け橋期のカリキュラム」策定は、幼保小の取組みを統一した様式で見比べられるようにしたものであり、相互理解を図るうえで有益であることから、本市においても策定に取り組むこととします。策定の第一歩として、様式を定め、幼保小それぞれが現に取り組んでいることを様式に落とし込むことが必要となります。

# ２．「架け橋期のカリキュラム」策定について

## （１）策定のためのグループ分け（図５参照）

　小学校は複数の園の卒園児が入学する場合が多く、園の卒園児は複数の小学校に入学する場合が多いため、「架け橋期のカリキュラム」策定にあたって一定の整理が必要になることから、小学校区を単位としてグループ分けを行います。ただし、既に学区外の小学校と実際の連携を行っている園など、個別の事情から特段の希望がある場合には柔軟に対応します。

なお、このグループ分けは、翌年度以降も長く使用していくものになるので、園及び小学校の担当職員が変わることを想定したうえで設定することが望ましいです。

## （２）内容（様式１参照）

架け橋期の24か月について、左半分に５歳児の、右半分に小学校１年生のカリキュラムを記載することで、Ａ３用紙１枚で一覧できるようにします。記載項目のうち全市的に統一される部分はあらかじめ記入し、各園及び小学校が記入するのは網掛けの部分のみとしています。

## （３）作成手順

①　各小学校で様式１の右半分を作成

②　各小学校が作成した様式１を教育局で集約し、市ＨＰに掲載

③　各園が市ＨＰに掲載された様式１から、グループの小学校のものをダウンロード

④　各園で様式１の左半分を作成

⑤　各園が作成した様式１を、グループの小学校にメール送信

## （４）活用

上記⑤で完成した「架け橋期のカリキュラム」は、令和８年度以降の幼保小合同研修会におけるグループワーク資料として使用します。（図４参照）

# ３．その他

## （１）小学校接続加算の要件ⅲとの関係について

令和７年度の加算審査においては、上記２（３）④で作成した「架け橋期のカリキュラム」を要件ⅲの添付資料としていただくことで、加算の要件を満たしたものと判断する予定です。

令和８年度以降については、文部科学省がFAQの改訂を予告しています（図６参照）。正式の改訂内容次第で取扱いを変更する可能性がありますが、現時点においては「架け橋期のカリキュラム」を作成し、幼保小合同研修会に参加していることで要件ⅲを満たすものとする予定です。

※　やむを得ない事情により欠席する可能性があることを考慮し、幼保小合同研修会を欠席しても、他の手段で学区の小学校と架け橋カリキュラムを共有し協議を行うことで、当該年度において加算の要件を満たすと判断することを検討中です。

## （２）引継ぎ文書「かけはし」との使い分けについて（お願い）

市内の保育施設等に対して市運営支援課から、未就学児が転園する際に引継ぎ文書「かけはし」を用いて引継ぎをしていただくようお願いしており、おかげさまで定着しているところです。令和６年度に「架け橋期のカリキュラム」について、引継ぎ文書「かけはし」との混同も一部にみられたため、整理が必要となり検討しました。

検討した結果、「架け橋期のカリキュラム」という語は文部科学省が設定した全国的に使用する名称であるため、市内の事情でこちらの名称を変更した場合、市域外の幼稚園、保育所、認定こども園及び小学校との連携に課題が生じることから、変更は困難であるとの結論に至っています。

　このため、「架け橋期のカリキュラム」と「引継ぎ文書『かけはし』」は、どちらの名称も使用することとなりますので、電話でのコミュニケーション時に齟齬が生じないよう、適宜「３歳児の『かけはし』」や「入学時の『架け橋』」のように時期を加えてご使用ください。

この件については、主に３歳未満児が所属する地域型保育事業も含めて、全体に周知する予定です。